

宮崎大学における研究力向上に資する活用方針に定める経費の使途・活用策に係る
支給・配分方法等についての取扱い

令和 3 年 6 月 1 8 日
大学研究委員会決定
改正 令和 5 年 4 月 2 1 日

この取扱いは、宮崎大学における外部研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出により確保された財源についての研究力向上に資する活用方針（令和 3 年 6 月 18 日大学研究委員会決定）の 2.に基づき、外部研究費の直接経費から PI の人件費を支出することにより確保された財源（以下「確保された財源」という。）の支給・配分方法について必要な事項を定める。

1. 配分方針

確保された財源は、次のとおり配分する。

- ①外部研究費から人件費を支出する PI の研究費又は PI の給与への上乗せ等として 50%を配分する。
- ②戦略重点経費の財源として本学の研究力向上に資する取組に 50%を配分する。

2. 具体的な使途

1. の方針に基づき配分した経費は次のとおり活用する。なお、②の活用については、PI がいずれか 1 つの項目を選択するものとする。

- ①外部研究費から人件費を支出する PI の研究費又は PI の給与への上乗せ等
 - ・ 外部研究費から人件費を支出する PI に対するインセンティブとして教員基盤経費を配分若しくは PI の給与への上乗せ等又はその両方
- ②戦略重点経費の財源として本学の研究力向上に資する取組
 - ・ 研究設備・機器および研究環境の整備に係る費用
 - ・ イノベーション創出のための研究支援人材（URA 等）雇用に係る費用
 - ・ 若手研究者への支援